

● 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を次のように定め、平成二十年三月一日から適用し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七条第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十四年十二月財務省告示第四百六十九号）は、平成二十年二月二十九日限り、廃止する。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第一号から第十五号まで、第三十一号及び第三十八号に掲げる特定事業者に限る。次号において「特定事業者」という。）のうち次に掲げる者

株式会社みずほ銀行  
株式会社三菱UFJ銀行  
株式会社三井住友銀行  
株式会社りそな銀行  
株式会社横浜銀行  
株式会社北陸銀行  
株式会社静岡銀行  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
三井住友信託銀行株式会社  
みずほ信託銀行株式会社  
野村信託銀行株式会社  
オリックス銀行株式会社  
農中信託銀行株式会社

新生信託銀行株式会社  
日証金信託銀行株式会社  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
株式会社日本カストディ銀行  
株式会社SMBC信託銀行  
株式会社SBI新生銀行  
株式会社あおぞら銀行  
株式会社ゆうちょ銀行  
信金中央金庫  
労働金庫連合会  
信用協同組合連合会  
農林中央金庫  
株式会社商工組合中央金庫  
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する外国投資家による同条第二項に規定する対内直接投資等により設立された銀行  
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店  
二 前号に掲げる特定事業者以外の特定事業者であって財務大臣が自らその権限を行うものとして別途指定する者